

# 届出を必要とする改正事項等について

## 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

令和6年度介護報酬改定により改正された事項のうち、本市に新たに届出を必要とする改正事項につきまして、次のとおりまとめましたので、今後の参考としてください。

### 目次

第1 運営基準に関する改正事項	
1 身体的拘束等の適正化のための措置	2ページ
2 利用者の安全等方策検討委員会	3ページ
第2 算定基準に関する改正事項	
1 減算の新設	4ページ
(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算	
(2) 業務継続計画未策定減算	
(3) 身体拘束廃止未実施減算	
2 加算の新設	6ページ
生産性向上推進体制加算	
3 現行加算の見直し	8ページ
(1) 認知症加算	
(2) 総合マネジメント体制強化加算	
(3) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算	

注 本文書中において使用する略称

「指定地域密着型サービス基準」	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
「厚生労働大臣が定める基準」	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
「留意事項通知」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

## 第1 運営基準に関する改正事項

### 1 身体的拘束等の適正化のための措置

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、小規模多機能型居宅介護サービスについても、身体拘束等適正化検討委員会の開催などの措置を講じることが義務付けられました。

改正前	改正後 <u>(令和6年4月1日～令和7年3月31日)</u>	改正後 <u>(令和7年4月1日～)</u>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)</p> <p>第73条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)</p> <p>第73条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じよう努めなければならない。</b></p> <p><b>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</b></p> <p><b>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</b></p> <p><b>ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</b></p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)</p> <p>第73条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を<u>講じなければ</u>ならない。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

この改正部分については、1年間の経過措置が設けられています。そのため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、これらの措置を講ずることは努力義務とされています。

経過措置期間の満了後（令和7年4月1日以降）は、3月に1回以上の頻度での委員会の開催等、指針の整備、定期的（年2回+新規採用時）な研修の実施が必要となりますので、それまでの1年間で、これらの措置が適切にとれるよう前もって準備するようにしてください。

なお、届出を要する事項ではありませんが、各事業所の進捗状況の確認のため、これらの措置をとる準備が完了したときは、チェックシート（後日、本市ホームページへの掲載及びメールによるお知らせをする予定です。）にチェックを入れて本市に提出するようお願いいたします。

**提出期限：令和7年3月31日まで**

## 2 利用者の安全等方策検討委員会

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場に置ける課題を抽出し、分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置が義務付けられました。

改正前	改正後 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)	改正後 (令和9年4月1日～)
<p><u>【新設】</u></p>	<p>⇒</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第86条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するよう努めなければならない。</u></p>	<p>⇒</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第86条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければ <u>ならない。</u></p>

この改正部分については、3年間の経過措置が設けられています。そのため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、委員会の設置は努力義務とされています。

経過措置期間の満了後(令和9年4月1日以降)は、定期的な委員会の開催が必要となりますので、委員会の構成員や開催時期、事業所における課題の抽出・分析の方法などを前もって検討してください。

なお、届出を要する事項ではありませんが、各事業所の進捗状況の確認のため、委員会を設置されたときは、チェックシート(後日、本市ホームページへの掲載及びメールによるお知らせをする予定です。)にチェックを入れて本市に提出するようお願いいたします。

提出期限：次の①又は②のうちいずれか早い日

①令和9年3月31日

②委員会設置の日の1月後の日

## 第2 算定基準に関する改正事項

### 1 減算の新設

#### (1) 高齢者虐待防止措置未実施減算

<p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>注5 別に厚生労働大臣が定める基準（※1）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>【参考】</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第54号の3（高齢者虐待防止措置未実施減算の基準）</p> <p>指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準（※2）に適合していること。</p> <p>※2 指定地域密着型サービス基準</p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第3条の38の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

#### (2) 業務継続計画未策定減算

<p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める基準（※1）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>【参考】</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第54号の4（業務継続計画未策定減算の基準）</p> <p>指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準（※2）に適合していること。</p> <p>※2 指定地域密着型サービス基準</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第3条の30の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

これらの減算に係る「高齢者虐待防止措置の実施」及び「業務継続計画の策定」は、令和3年度介護報酬改定により設けられたもので、3年間の経過措置（努力義務）を経て、令和6年4月1日から義務化されます。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）に新たに「高齢者虐待防止措置実施の有無」欄及び「業務継続計画策定の有無」欄が追加されますので、それぞれ「1：減算型」、「2：基準型」のいずれかを選択した上で、必ず本市に届け出てください。

※ この届出がない場合は、令和6年4月1日以降「1：減算型」とみなされます。

**必要書類**

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・改善計画書 ※高齢者虐待防止措置未実施減算適用時のみ必要

届出期限：減算が適用される事実が生じたときから10日以内

(3) 身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月1日以降）

4 小規模多機能型居宅介護費

注4 別に厚生労働大臣が定める基準（※1）を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

**【参考】**

※1 厚生労働大臣が定める基準

第54号の2（身体拘束廃止未実施減算の基準）

指定地域密着型サービス基準第73条第6号及び第7号に規定する基準（※2）に適合していること。

※2 指定地域密着型サービス基準

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第73条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) (略)

上記第1の1に記載のとおり「身体的拘束等の適正化のための措置の実施」が1年間の経過措置を経て令和7年4月1日から義務化されます。

これに伴い、令和7年4月1日以降に当該措置が実施されていない場合には、この減算が適用されますので、本市に届け出てください。

**必要書類**

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・改善計画書

届出期限：減算が適用される事実が生じたときから10日以内

## 2 加算の新設

### 生産性向上推進体制加算

#### 4 小規模多機能型居宅介護費

##### カ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位

#### 【参考】

※ 厚生労働大臣が定める基準

第56号の2において準用する第37号の3（生産性向上推進体制加算の基準）

##### イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
  - (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
  - (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
  - (三) 介護機器の定期的な点検
  - (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

##### ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

詳しい内容については、別添「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご参照ください。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
- ・生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）

届出期限：算定月の前月の１５日まで

※例外的に、令和６年４月から算定を開始する場合のみ令和６年４月１５日まで

### 3 現行加算の見直し

#### (1) 認知症加算

認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分が設けられました。

改正前		改正後
<p><b>【新設】</b></p>	⇒	<p><b>認知症加算 (I)</b> <span style="float: right;"><u>920単位</u></span></p> <p>(1) <u>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。</u></p> <p>(2) <u>次の基準に適合するものとして届け出ていること。</u></p> <p>ア <u>認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</u></p> <p>イ <u>当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</u></p> <p>ウ <u>認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</u></p> <p>エ <u>当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。</u></p>
<p><b>【新設】</b></p>	⇒	<p><b>認知症加算 (II)</b> <span style="float: right;"><u>890単位</u></span></p> <p>(1) <u>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。</u></p> <p>(2) <u>次の基準に適合するものとして届け出ていること。</u></p> <p><u>認知症加算 (I) の2)のア及びビに該当すること。</u></p>
<p><b>認知症加算 (I)</b> <span style="float: right;"><u>800単位</u></span></p> <p>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p>	⇒	<p><b>認知症加算 (III)</b> <span style="float: right;"><u>760単位</u></span></p> <p>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p>
<p><b>認知症加算 (II)</b> <span style="float: right;"><u>500単位</u></span></p> <p>要介護状態区分が要介護2であって、かつ、日常生活自立度のランクⅡに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p>	⇒	<p><b>認知症加算 (IV)</b> <span style="float: right;"><u>460単位</u></span></p> <p>要介護状態区分が要介護2であって、かつ、日常生活自立度のランクⅡに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p>

この改正に伴い、従来の区分 (I) は改正後の区分 (III) に、従来の区分 (II) は改正後の区分 (IV) に移行されました。この区分に関しては、これまでどおり本市に届け出ることなく、要件を満たす登録者について算定することができます。

しかし、追加された新しい区分 (I)、(II) を算定する場合には、事前に本市に届け出ることが必要となりますので、失念されないようご注意ください。



**必要書類**

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙4 4）
- ・添付書類（研修修了証の写し、職員ごとの研修計画表）

届出期限：算定月の前月の15日まで

※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで

(2) 総合マネジメント体制強化加算

地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分が設けられました。

改正前	改正後
<p><b>【新設】</b></p>	<p>総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） <span style="float: right;">1200単位</span></p> <p>(1) <u>利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</u></p> <p>(3) <u>日常的に利用者に関りのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス（介護給付費等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">エ <u>市町村が実施する法第115条の4第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</u></p>

総合マネジメント体制強化加算	1000単位		総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800単位
<p>(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>		⇒	<p>(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>	
<p>【参考】留意事項通知</p>				
<p>5 小規模多機能型居宅介護費</p>				
<p>(15) 総合マネジメント体制強化加算について</p>				
<p>① 総合マネジメント体制強化加算は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組、また、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。</p>				
<p>② 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。</p>				
<p>ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。</p>				
<p>イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。</p>				
<p>(地域の行事や活動の例)</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組(行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等)</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組(登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等)</li> </ul>				
<p>ウ 利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人(主に独居、認知症の人とその家族)にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。</p>				
<p>エ 居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること。なお、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付費等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。</p>				
<p>オ 次に掲げるいずれかに該当すること</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、世代間の交流の場を設けている(障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。)こと。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。</li> </ul>				
<p>③ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)は、②ア及びイのいずれにも該当する場合に算定する。</p>				

この改正により、従来の総合マネジメント体制強化加算は、改正後の区分（Ⅱ）に移行され、新しい区分（Ⅰ）が設けられています。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）の「総合マネジメント体制強化加算」欄が「1：なし」・「2：あり」から「1：なし」・「3：加算Ⅰ」・「2：加算Ⅱ」に変更されます。

既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がなかった場合は、自動的に令和6年4月1日以降は「2：加算Ⅱ」を算定するものとみなされます。よって、「3：加算Ⅰ」を算定するには、新たな届出が必要となる点にご注意ください。

**必要書類**

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42）

届出期限：算定月の前月の15日まで

※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで

- (3) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
 介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置を多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、既存のこれら3種の加算が一本化され、次のとおり4つの区分に改められました。

改正前		⇒	改正後	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1000分の102相当単位数		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1000分の149相当単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1000分の74相当単位数		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1000分の146相当単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1000分の41相当単位数		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1000分の134相当単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1000分の15相当単位数		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1000分の106相当単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1000分の12相当単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1000分の17相当単位数			

次の2つの表は、改正後の加算区分と単位数、対応する改正前の加算区分（経過措置分にあつては、令和6年5月31日時点において取得している加算）、改正後の加算算定要件をまとめたものです。

取得する区分の選択にあたって、参考にしてください。

早読表

新加算の区分	相当する単位数	対応する旧加算の区分			算定要件（下記参照）													
		処遇加算	特定加算	ベア加算	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			(8)	(9)	(10)
					本文	(一)	(二)						(一)	(三)	(五)			
(Ⅰ)	149/1000	(Ⅰ)	(Ⅰ)	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(Ⅱ)	146/1000	(Ⅰ)	(Ⅱ)	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(Ⅲ)	134/1000	(Ⅰ)	無	有	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(Ⅳ)	106/1000	(Ⅱ)	無	有	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		

早読表（令和6年6月1日から令和7年3月31日までの経過措置）

新加算の区分	相当する単位数	5/31時点での取得加算			算定要件（下記参照）														
		処遇加算	特定加算	ベア加算	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			(8)	(9)	(10)	
					本文	(一)	(二)						(一)	(三)	(五)				(二)
(Ⅴ)1	132/1000	(Ⅰ)	(Ⅰ)	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(Ⅴ)2	121/1000	(Ⅱ)	(Ⅰ)	有	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
(Ⅴ)3	129/1000	(Ⅰ)	(Ⅱ)	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(Ⅴ)4	118/1000	(Ⅱ)	(Ⅱ)	有	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
(Ⅴ)5	104/1000	(Ⅱ)	(Ⅰ)	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
(Ⅴ)6	101/1000	(Ⅱ)	(Ⅱ)	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
(Ⅴ)7	88/1000	(Ⅲ)	(Ⅰ)	有	○		○	○	○	○	○	○	どちらか1つ				○	○	○
(Ⅴ)8	117/1000	(Ⅰ)	無	無	○			○	○	○	○	○	○	○		○			
(Ⅴ)9	85/1000	(Ⅲ)	(Ⅱ)	有	○		○	○	○	○	○	○	どちらか1つ				○	○	
(Ⅴ)10	71/1000	(Ⅲ)	(Ⅰ)	無	○		○	○	○	○	○	○	どちらか1つ				○	○	○
(Ⅴ)11	89/1000	(Ⅱ)	無	無	○			○	○	○	○	○	○	○		○			
(Ⅴ)12	68/1000	(Ⅲ)	(Ⅱ)	無	○		○	○	○	○	○	○	どちらか1つ				○	○	
(Ⅴ)13	73/1000	(Ⅲ)	無	有	○			○	○	○	○	○	どちらか1つ				○		
(Ⅴ)14	56/1000	(Ⅲ)	無	無	○			○	○	○	○	○	どちらか1つ				○		

## 算 定 要 件

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって支払われる手当てに充てるものであること。
  - (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
  - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。

この加算に関する届出については、別紙「令和6年度介護職員等処遇改善加算の届出について」により詳細をお知らせします。